

一般社団法人長野県資源循環保全協会長 様

長野県環境部資源循環推進課長

優良産廃処理業者認定制度の運用について（通知）

平素から、廃棄物の適正処理に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、今般、環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長から、別添のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年環境省令第 5 号）が令和 2 年 2 月 25 日に公布され、その一部が同日から施行された旨通知がありました。

改正内容は下記のとおりですので、貴協会員への周知について御配慮願います。

なお、長野県優良産廃処理業者認定制度の手引は別途改正予定ですので、改めてお知らせします。

記

改正内容（令和 2 年 2 月 25 日施行分）

○現に許可を受けている者が当該許可の更新期限の到来を待たずして優良産廃処理業者としての許可の更新を受けるための申請を行うことが可能となり、その場合には、当該許可の前に受けていた許可の有効期間も含めた直近の 5 年間に於いて特定不利益処分を受けていないことをもって遵法性に係る基準を満たすこととされた。

参考（令和 2 年 10 月 1 日施行予定分）

- 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類として、申請者が作成した書類の添付の代わりに、環境大臣が指定する者が作成した書類を提出できることとされた。
- 処分業者の事業の透明性に係る基準として、「処分を委託しようとする者に対して、処分後の産業廃棄物の持出先の情報を開示することの可否」を、許可の更新の申請の前日 6 月間（優良認定業者は従前の許可日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、変更の都度更新を行っているという要件を追加。
- 財務体質の健全性に係る基準として以下を追加。
 - ・申請者が法人である場合には直前 3 年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。
 - ・「直前 3 年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が 100 分の 10 以上であること」と「前事業年度における損益計算書上の営業利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額が零を超えること」のいずれかを満たすこと。

長野県環境部資源循環推進課廃棄物審査係
課長：伊東 和徳 担当：山崎 千晴
電 話：026-235-7164
F A X：026-235-7259
E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp